

V よくある問い合わせ

《期間に関する質問》

Q1 協力金の対象となる営業時間短縮を要請されている期間はいつからいつまでですか。

A1 令和2年12月23日(水)0時から令和3年1月11日(月)24時までです。

Q2 申請するには、要請の全期間で営業時間短縮をしている必要がありますか。

A2 12月23日から1月11日までの全期間で要請に応じていただく必要があります、1日でも応じない日があった場合は協力金の対象にはなりません。

Q3 協力金の支給対象となる「営業時間の短縮」とはどのようなものですか。

A3 申請するには、22時から翌朝5時まで店舗を休業していただく必要があります。酒類の提供を行わずに営業した場合は、対象となりません。

Q4 もともと22時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか。

A4 対象になりません。ただし、もともとは22時以降営業していたにも関わらず、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、要請期間前から一時的に22時より前までに営業時間を短縮している場合は対象となります。その場合、短縮した時期及び22時以降営業していたことを証明する書類を別途提出ください。

Q5 終日休業とした場合や、20時で閉店した場合は協力金の対象となりますか。

A5 どちらも対象となります。22時から翌朝5時までの休業が含まれていれば同様の取扱いとなります。

Q6 要請期間中に定休日を含んでいても、協力金の支給対象となりますか。

A6 対象となります。

《店舗の関係》

Q7 1店舗につき80万円の支給とありますが、店舗の数で支給額が変わるのですか。

A7 時短要請に御協力いただいた店舗数に応じて、1店舗あたり80万円を支給します。例えば、事業者が2店舗分の申請をすれば160万円、3店舗分の申請をすれば240万円の支給を受けることができます。ただし、事業者は、店舗ごとに申請書類を準備した上で申請していただく必要があります。

Q8 事業者が複数の店舗を運営し、複数店舗で時短営業を実施した場合、店舗ごとに申請をする必要がありますか。

A8 複数の対象店舗がある場合は、事業者が複数店舗分を申請していただきます。申請の際は、店舗ごとに申請書類の作成・準備が必要となります。

Q9 複数の店舗を運営している事業者が、一部の店舗のみ時短営業要請に応じた場合、応じた店舗分の申請をすることができますか。

A9 一部店舗のみの申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から可能な限り時短営業への御協力をお願いいたします。

Q10 申請する際の店舗数はどのように捉えたらよいか。

A10 飲食店営業許可証の交付の数により判断します。

＜対象に関する質問＞

Q11 協力金の対象となる「酒類の提供を行う飲食店」とはどのような店舗のことですか。

A11 要請地域内に所在する食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗のうち、もともと22時から翌朝5時までの間に営業し、客に酒類の提供を行っていた店舗を指します。ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペース、自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）、ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合、協力金の対象となりません。

Q12 酒類を提供していない店舗は、協力金の対象となりますか。

A12 酒類を提供していない店舗は、時短営業要請の対象外ですので、時短営業を実施しても協力金の対象にはなりません。

Q13 22時以降に酒類や料理の提供をせず、引き続き店内に客がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになり、協力金の支給対象となりますか。

A13 対象にはなりません。22時には完全に店を閉めていただく必要がありますので、適切なラストオーダー時間の設定や、客への閉店時間の周知などをお願いします。

Q14 県外に本社がある企業やNPO法人は対象となりますか。

A14 県内の要請対象地域に店舗があれば対象となります。

Q15 大企業は対象となりますか。

A15 対象となりません。ただし、フランチャイズで経営している場合、経営主体が中小企業等または個人事業主の場合は対象となります。

Q16 大企業とはどのような企業ですか。

A16 中小企業基本法の定義に入らない企業です。詳しくは下記をご覧ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

なお、主たる事業が「飲食業」の場合、同法の区分では「②小売業」となり、以下のア、イのいずれかを満たしている場合は中小企業に区分されます。

ア 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下

イ 常時使用する従業員の数が50人以下

Q17 コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペースは協力金の対象となりますか。

A17 コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペースは時短営業要請の対象外ですので、時短営業を実施しても協力金の対象にはなりません。

Q18 要請期間中に新規で開業した場合は協力金の対象となりますか。

A18 対象となりません。要請期間の開始日以前から店舗を運営し、全ての期間で時短営業要請に
じていただく必要があります。